

令和7年第1回農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 時 令和7年1月24日（金）午前 9時31分
- 2 閉 会 日 時 令和7年1月24日（金）午前10時03分
- 3 場 所 おぐに開発総合センター 集会室
- 4 出席した委員
1番 安 部 茂 5番 小 嶋 剛
2番 大 谷 健 人 6番 金 敦 子
3番 横 山 隆 藏 7番 山 口 満
4番 舟 山 孝 夫
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員
事務局長 伊 藤 哲 史
事務局次長 大 谷 愛 子
書 記 舟 山 重 浩
書 記 安 部 佳 奈
- 7 欠席した職員 なし

8 付 議 案 件

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議第3号 地域計画の策定に係る意見決定について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 おはようございます。本日の出席は、7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は、成立いたします。

ただいまから令和7年第1回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。

会議は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は、本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。

議第1号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

当該地は、令和6年第11回総会時に農地転用事業計画変更申請が提出された場所でございます。令和6年12月23日付で山形県より事業計画変更の承認がおりてございます。それを受け、農地法第3条の規定により許可申請が提出となったものでございます。

また、農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして書類受理の段階で確認をしてございます。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

大谷委員 議第1号の件に関しまして。1月21日の1時半から、現地は雪が降っていて、昨年末に一回同じメンバーで立ち会い、場所は把握しているということで、役場で話し合いをしてまいりました。両者は、代理人の行政書士の■■法務事務所の■■さんに委任しているということで、■■さんと私、事務局の大谷さんの三人で話し合いをしました。

場所は、■■さんが今まで畑として使っていたということもあり、現況現状のままの管理ということにもなると思いますし、どちらの代理人の方も同じ方という

ことで、書類上も土地のことに関しても全く問題無いということでありました。それに、現地確認のチェック表の方も確認しましたが、問題無いということで、この件に関しては問題無いだろうということで判断してまいりました。以上です。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

議 長 ございませんか。

(無しの声)

議 長 それではこれで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第1号について申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を認めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第1号について申請どおり許可すること
いたします。

議 長 次に議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に
ついて」を上程します。
議第2号について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

当該地は、農振農用地外であり、周辺の状況から第2種農地と判断され、転用は
可能であります。また、農地法第5条第2項に該当しないものとして、書類受理の
段階で確認しております。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

小嶋委員 この申請の案件につきまして、1月20日、午後3時から現地調査してまいり
ました。この申請人の譲り受け人、譲り渡し人ともに同じ代理人で、行政書士の■■
さんをお願いしているということです。

■■行政書士さんと役場の大谷さん、そして井上推進委員と共に現地を調査し
てまいりました。

降雪前の写真を撮っていただいておりますが、現在は、道路除雪のための雪

溜め場でかなりの雪がありました。この写真を見てわかる通り、旧■■■■の上手、その先の■■■■さんのお宅の手前の空いている場所であります。地目的には畑ということですが、ここ数年作付けしていなかったものですから、原野化しているような感じがします。

譲受け人の■■■さんにつきましては、■■■■さんの娘さんの旦那さんで、今は会社のアパートに住んでいるが、第二子が生まれるということで、手狭になってきた関係で新築を希望したという話であります。

現場を見る限り、特段周辺に対しての問題は無いということで、先ほども説明あったように特段問題は無いと判断させていただきました。以上です。

議 長 議第2号についてご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

(無しの声)

これで質疑を終結いたします。

直ちに採決いたします。議第2号について、許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第2号について許可相当と意見を付して知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に、議第3号「地域計画の策定に係る意見決定について」を上程いたします。議第3号について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

別紙をご覧ください。別綴りとしてインデックスがある綴りになってございます。

地域計画につきましては、町内5地区について、それぞれ区域の状況、現状と課題、地域における農業の将来のあり方、利用に関する目標等とともに、地域内の農業を担うものを定め、目標地図に落とし込んだ計画となっております。

令和6年第11回総会終了後、素案をお配りし説明させていただいております。計画案は基本的にその時の内容と同じであります。ただ、12月に5地区で地域協議を実施し、ご確認をいただいた結果、担う者の経営面積や集積率など変更となった部分がございますので、その点を修正させていただいております。

現在、当委員会のほか、農地中間管理機構、山形おきたま農協、井の下土地改良区及び小国米商に意見照会をしており、今後、個人名を消してホームページで公表し一般の意見を伺いながら決定するものであります。以上ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、議案審査のため暫時休憩いたします。

(9:48から10:00まで休憩)

議 長 休憩前に復し、審議を再開します。

議 長 議第3号について、ご質問、ご意見などございましたらご発言をお願いします。

議 長 ございませんか。

(無しの声)

議 長 これで質疑を終結いたします。

直ちに採決いたします。議第3号について、原案について異存無しとして決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第3号について、原案について異存無しと決定いたします。

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。

事務局に報告を求めます。

事務局 報告に先立ちまして、修正をお願いいたします。

5ページ番号3番の権利喪失者の欄で■■■さんという表示になってございますが、ここは■■■さんの誤りでございました。大変申し訳ございませんが、訂正をよろしくお願いいたします。

事務局 議案説明

1月総会に係る申請書受付期間の12月11日から1月10日までの間に届出があったのは3件でございます。

内容につきましては表に記載のとおりでございます。

書面をもって報告させていただきます。

議長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第1回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦労様でした。

(午前10時03分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和7年1月24日

議 長

署名委員

署名委員